

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310514007	元年 5月4日	2年 2月7日	2年 3月25日	スマートメーターデータを活用した空家情報の提供	スマートメーターによる電力使用が1年以上ゼロである場合には、空家または長期不在と推定し、当該情報を市町村の求めに応じ提供する。また、スマートメーターの公的なデータ活用促進のきっかけの1つとする。	電力、ガス、水道のうち、特に電力使用の有無が在・不在を推定する最も有力な情報となる。そこで、市町村からの求めがあれば電力使用が1年以上ゼロ、または、料金不払いが続く場合には、当該契約者の住所を市町村に提供する。提供頻度は1年に1回とする。情報を入力した市町村は空家対策計画立案の基礎データとする。身寄りのない高齢者の安否確認にも役立つ。有人の目視・巡回調査を実施するのに比べ、著しく効率的。かつ、合理的である。自治体としては効果的な空家対策の実施はSDGsのゴール11(住み続けられるまちづくり)に貢献・寄与するものである。また、具体的にSDGsのターゲット11.1の日本ローカルインデックスとして「空家率」を定義し、各自自治体ごとに目標上限を都市計画に明記する。	街づくりエネルギー・ナビゲーション推進協議会	個人情報保護委員会 経済産業省	電力会社(一般送配電事業者)が保有するスマートメーターから得られる需要家の電力使用情報について、電気事業の目的以外で活用することは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第23条第1項第1号において禁止されております。	電気事業法第23条第1項第1号	検討に着手	電力会社(一般送配電事業者)が保有するスマートメーターから得られる需要家の電力使用情報について、社会的課題解決等のために活用することを可能とするよう、改正法案を今国会に提出したところ。	
020317038	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 8月26日	個人に対して医療情報を円滑に提供する仕組みの整備	医療機関に対する開示手続を簡素化するとともに、開示・提供フォーマットを標準化したうえで電磁的形式での提供を推進すべきである。また、特定健診情報や薬剤情報等を閲覧する仕組みが整備されつつあるマイナポータルにおいて、医療現場の診療・検査等を通じて発生する検査データや所見データを確認できるようにすべきである。	健康寿命の延伸に向けては、個人が自らの健康・医療情報を把握・管理し、健康管理や病気のケアに主体的に関与することが極めて重要である。その手段として、健康・医療に関する情報を集約・活用する仕組みであるPHR(Personal Health Record)への期待は大きい。手続に要する負担が小さくない。例えば、本人が医療機関に対して自身の医療情報の開示・提供を受ける際には、医療機関から書面による請求を求められる場合や、申請時と開示・提供時の二回の訪問を求められる場合がある。加えて、開示・提供の手段やフォーマットが医療機関に異なるため、PHRを通じた医療情報の利活用の阻害要因となっている。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 内閣官房 個人情報保護委員会	医療機関の開示手続については、診療情報の提供等に関する指針(平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(別添))に基づき、医療従事者等の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図っています。後段については、「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」に沿って、レセプトに基づく情報や特定健診情報以外のデータ項目を患者本人や医療機関等で確認できる仕組みを推進することとしております。	診療情報の提供等に関する指針(平成15年9月12日付け医政発第0912001号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(別添))	検討に着手	患者の保健医療情報を患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2020年度中に、レセプトに基づく薬剤情報については2021年中に稼働させ、さらに手術等の情報についても2022年中に稼働させます。それ以外のデータ項目については、情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目標にデータヘルス改革に関する工程を具体化する予定です。診療記録の開示に関する手続については、「診療情報の提供等に関する指針」において、医療機関の管理者が当該指針の規定を参考にして定めることになっており、上述の議論の状況も踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。	
020317073	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	特定個人情報の見直し	Society 5.0 実現の障壁となる特定個人情報撤廃すべきである。要望実現が困難な場合には、本人同意を前提に、グループ企業間における特定個人情報の共有を認めるべきである。	マイナンバー(個人番号)を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ、法人格を超えた第三者提供が認められないため、グループ企業間で顧客のマイナンバーを共有できないばかりか、従業員に關しても、転籍による雇用先の変更や育児休業なども含む扶養状況の変更に際して再度マイナンバーの提供を受けなければならず、国民・事業者の負担は極めて大きい。適度に厳格な取り扱いを規定する特定個人情報の存在は、国民・事業者の間でマイナンバーの取り扱いに関する不安や誤解を招いており、デジタル社会の基盤である番号制度の潜在能力の発揮を阻害している。	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 個人情報保護委員会	(撤廃) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)では、一般法である個人情報保護法等や地方公共団体の個人情報保護条例の特別法として、特定個人情報について厳格な保護措置を講じています。 (共有) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第19条において、特定の場合を除いて、特定個人情報を提供してはならない旨が規定されています。 グループ企業間における特定個人情報の共有に関しては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(マイナンバーガイドライン)第4-3-②において、特定個人情報の提供制限に違反しないと解される事例を記載しており、具体的には、「共有データベースに記載された個人番号を出向者本人の意思に基づき操作により出向先に移動させる方法をとれば、提供制限には違反しないものと解釈され」旨、明示しています。	マイナンバー法第19条 マイナンバーガイドライン第4-3-②	検討を予定	(撤廃) 現在、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」において、個人情報保護条例の規律の在り方等について検討が進められており、特定個人情報の扱いについては、同懇談会の議論を踏まえた検討が必要になるものと考えます。 (共有) 現在マイナンバーガイドラインに記載している左記の事例以外の実施方法について、内閣府大臣官房番号制度担当室と連携し、マイナンバーガイドライン又はマイナンバーガイドラインQ&Aに追加することを含め、現行法の範囲内において可能な限り、検討してまいります。	
020317082	2年 3月17日	2年 5月21日	2年 7月29日	個人情報保護法における例外規定の明確化	「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」の趣旨に即して、ガイドラインやQ&Aにおける具体的な事例の充実など、事業者が例外規定の活用を判断しやすくなる措置を講じるべきである。	個人情報保護法においては、本人同意のない目的外利用や要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供を認めていない。ただし、これらの規制は、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に適用しないこととされている。一方で、この例外規定については、ガイドラインやQ&Aにおいて示されていない事例が限定的であり、解釈が整っていないため、事業者が正しく判断できず、本来であれば許容されるケースにおいても活用しづらい傾向にある。例えば、過去に取得した個人由来の生体試料に付随するゲノム配列情報や医療情報等を活用した、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実用に向けた医学研究などの公衆衛生の向上に必要と考えられる研究においても事業者は例外規定の活用を躊躇せざるを得ない。	(一社)日本経済団体連合会	個人情報保護委員会	現行の個人情報保護法においては、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などの利用目的や第三者提供の制限の例外規定があり、個人情報の公益目的利用についても、一定の場合では許容されると考えられるところ、これまで当該例外規定が厳格に運用されている傾向があります。	個人情報保護法第16条第3項、第23条第1項	対応	利用目的や第三者提供の制限の例外規定について、想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体的に事例を示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとします。具体的に示していく事例としては、例えば、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実用に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などが考えられます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317083	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	個人情報保護法の適用除外(共同研究事例)の明確化	Q&Aにおける具体的事例の充実など、関係者が適用除外の該当有無を判断しやすくなる措置を講じるべきである。	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定「個人情報取扱事業者の義務」を適用しないこととしている。そのうえで、Q&Aでは、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」と明記されている。しかしながら、「1つの主体」や「学術研究の用に供する目的」の内容が不透明なため、大学と企業の間や同一組織の間で認識が異なる場合がある。その結果、学術研究目的での共同研究における個人情報の利活用が実施されにくい事態を招いている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房個人情報保護委員会 総務省	個人情報保護法第76条は、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、同法第4章の規定(個人情報取扱事業者の義務等)を適用しないことを規定しております。その上で、個人情報保護法のQ&Aでは、同条の内容を補強しており、学術研究機関と民間企業、私立病院等による学術研究目的の共同研究について、「1つの主体とみなすことができる共同研究が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されません」としてあります。また、独立行政法人、国立大学法人等は、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」から除外されているため、上記の規定等の対象とはなっていません。	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	検討に着手	ご指摘の箇所も含め、個人情報保護委員会では、個人情報保護法のガイドライン・Q&Aを策定しております。また、具体的な適用関係については個別の状況を踏まえて判断する必要があることから、「個人情報保護法相談ダイヤル」や本年4月に開設した「PPCビジネスサポートデスク」等において、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての啓発に努めているところであり、こうした取り組みを通じて、法律の内容に関する効果的な周知広報をより一層進めていきます。また、内閣官房に設置された「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、学術研究機関を含む民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、検討を進め、来年の通常国会に必要な法案の提出を図ります。	